

市民税県民税の課税誤りについて

1 概 要

該当事業者宛に、「令和 8 年度 市民税県民税特別徴収税額変更通知書」を送ったところ、A 社従業員 1 名分の通知書等が誤って B 社へ送付されていることが判明した。

2 原 因

A 社から提出された「市民税県民税 特別徴収への切替依頼書」を社名が同じ B 社分として誤ってシステムへ入力してしまった。

また、複数の職員がパソコン端末の画面で入力内容をチェックしていたが、確認画面には、事業所名称は表示されるものの所在地は表示されず、確認が不十分であった。

3 経 過

- 令和 8 年 5 月 11 日 A 社から令和 8 年度 市民税県民税特別徴収への切替依頼書を受理
- 18 日 依頼書の内容をシステムへ誤って入力
- 29 日 市から B 社へ税額通知書等を発送
- 6 月 4 日 B 社からの電話により誤発送が判明。B 社から通知書を回収
- 9 日 A 社を訪問し、謝罪及び通知書を手渡した。

4 対象事業者数

2 社

5 対 応

A 社及び B 社を訪問し、謝罪後、書類の回収及び書類を手渡した。A 社従業員については、直接お会いすることが難しく、会社を通じて説明及び謝罪した。

6 再発防止策

一連の業務フローを見直し、パソコン端末の画面だけでなく、必ず依頼書原本と通知書を照合する等、チェック体制を強化した。

また、他の業務についても、十分なチェック体制となっているかどうか検証を行う。